

水産業改良普及事業指導事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

水産業改良普及事業指導事務処理規程の一部を改正する訓令

水産業改良普及事業指導事務処理規程（昭和 35 年岩手県訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p style="text-align: center;">(改良普及員)</p> <p>第 2 条 前条に規定する事務の一部を行わせるため、<u>水産業改良普及員</u>（以下「改良普及員」という。）を置く。</p> <p>2 <u>改良普及員</u>は、技術吏員のうちから知事が任命する。</p> <p>3 <u>改良普及員</u>は、その勤務を命ぜられた次の表の左欄に掲げる<u>地方振興局</u>の区分に応じ、同表の右欄に掲げる改良普及区域を担当する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地方振興局</th> <th style="text-align: center;">改良普及区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大船渡地方振興局</td> <td style="text-align: center;">大船渡市 陸前高田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">釜石地方振興局</td> <td style="text-align: center;">釜石市 上閉伊郡のうち大槌町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>改良普及員</u>は、<u>改良普及区域内の漁民に常時接触して、次の各号に掲げる業務に従事する。</u></p> <p>(1) <u>水産技術の改良普及指導</u></p> <p>(2) <u>水産技術の実用化及び改良に係る試験</u></p> <p>(3) <u>水産業振興関連事業に係る計画樹立への参画及び調査</u></p> <p>(4) <u>漁業経営の改善指導</u></p> <p>(5) <u>漁村青壮年その他漁業者の育成指導</u></p> <p>(6) <u>漁民の生活改善指導</u></p> <p>(7) <u>その他水産業改良普及指導</u></p> <p style="text-align: center;">(専門技術員)</p> <p>第 3 条 <u>水産業改良普及に関し専門の事項について調査研究を行わせ、その専門分野において改良普及員の活動を指導援助させ、必要に応じて直接漁民の指導に当たらせるため、水産業専門技術員（以下「専門技術員」という。）を水産技術センターに置く。</u></p> <p>2 <u>専門技術員</u>は、技術吏員のうちから知事が任命する。</p> <p style="text-align: center;">(任用資格)</p>	地方振興局	改良普及区域	大船渡地方振興局	大船渡市 陸前高田市	釜石地方振興局	釜石市 上閉伊郡のうち大槌町	[略]		<p style="text-align: center;">(普及指導員)</p> <p>第 2 条 前条に規定する事務の一部を行わせるため、<u>水産業普及指導員</u>（以下「普及指導員」という。）を置く。</p> <p>2 <u>普及指導員</u>は、技術吏員のうちから知事が任命する。</p> <p>3 <u>普及指導員</u>は、その勤務を命ぜられた次の表の左欄に掲げる<u>地方公所</u>の区分に応じ、同表の右欄に掲げる改良普及区域を担当する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地方公所</th> <th style="text-align: center;">改良普及区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">水産技術センター</td> <td style="text-align: center;">県の全域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大船渡地方振興局</td> <td style="text-align: center;">大船渡市 陸前高田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">釜石地方振興局</td> <td style="text-align: center;">釜石市 上閉伊郡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>普及指導員</u>は、次の各号に掲げる業務に従事する。</p> <p>(1) <u>試験研究機関と密接な連絡を保ち専門技術等に関する事項について調査を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>漁民に接触して技術及び知識の普及指導に当たること。</u></p> <p>5 <u>水産技術センターに置く普及指導員は、前項各号に掲げる業務のほか、他の普及指導員の活動を指導援助する。</u></p> <p style="text-align: center;">(任用資格)</p>	地方公所	改良普及区域	水産技術センター	県の全域	大船渡地方振興局	大船渡市 陸前高田市	釜石地方振興局	釜石市 上閉伊郡	[略]	
地方振興局	改良普及区域																		
大船渡地方振興局	大船渡市 陸前高田市																		
釜石地方振興局	釜石市 上閉伊郡のうち大槌町																		
[略]																			
地方公所	改良普及区域																		
水産技術センター	県の全域																		
大船渡地方振興局	大船渡市 陸前高田市																		
釜石地方振興局	釜石市 上閉伊郡																		
[略]																			

第4条 改良普及員又は専門技術員に任用される資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) [略]

(提出書類)

第5条 [略]

2 専門技術員は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに水産技術センター所長に提出しなければならない。

(1) 毎年度の専門技術員指導活動記録(様式第4号) 当該年度の翌年度の4月10日

(2) 毎月の専門技術員指導活動記録(様式第5号) 当該月の翌月の10日

(3) 毎日の専門技術員指導活動記録(様式第6号) 当該日の翌日

3 改良普及員は、毎日の改良普及員指導活動記録(様式第7号)を当該日の翌日までに地方振興局長に提出しなければならない。

様式第1号(第5条関係)

[略]

様式第2号(第5条関係)

[略]

様式第3号(第5条関係)

年 月分改良普及区域指導活動記録

地方振興局

改良普及員 氏 名^①

[略]

様式第4号(第5条関係)

年度専門技術員指導活動記録

専門技術員名

事業区分	課題	実施時期	地区及び場所	指導対象	協力者、団体等	指導活動経過	翌年度への展開事項
[略]							
研修事業	改良普及員						

第3条 普及指導員に任用される資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) [略]

(提出書類)

第4条 [略]

2 水産技術センターに置く普及指導員は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに水産技術センター所長に提出しなければならない。

(1) 毎年度の普及指導員指導活動記録(様式第4号) 当該年度の翌年度の4月10日

(2) 毎月の普及指導員指導活動記録(様式第5号) 当該月の翌月の10日

3 普及指導員は、毎日の普及指導員指導活動記録(様式第6号)を当該日の翌日までにその勤務を命ぜられた地方公所の長に提出しなければならない。

様式第1号(第4条関係)

[略]

様式第2号(第4条関係)

[略]

様式第3号(第4条関係)

年 月分改良普及区域指導活動記録

地方振興局

普及指導員 氏 名

[略]

様式第4号(第4条関係)

年度普及指導員指導活動記録

普及指導員名

事業区分	課題	実施時期	地区及び場所	指導対象	協力者、団体等	指導活動経過	翌年度への展開事項
[略]							
研修事業	普及指導員						

漁業者								
指導事業	改良普及員							
	漁業者							

[略]

様式第5号 (第5条関係)

年 月分専門技術員指導活動記録

日	指導活動事項	地区及び場所	指導対象	担当専技	協力者、団体等	指導活動内容	翌月への展開

[略]

様式第6号 (第5条関係)

専門技術員指導活動記録

所長	副所長			担当専技
				㊟

[略]

指導事業区分	事業	指導対象	地区及び場所
指導活動事項			
指導活動内容	[略]		

[略]

漁業者								
指導事業	普及指導員							
	漁業者							

[略]

様式第5号 (第4条関係)

年 月分普及指導員指導活動記録

日	指導活動事項	地区及び場所	指導対象	担当普及指導員	協力者、団体等	指導活動内容	翌月への展開

[略]

様式第6号 (第4条関係)

普及指導員指導活動記録

				担当普及指導員

[略]

事業区分	事業	普及指導対象	協力者、団体等
普及指導活動事項			地区及び場所
普及指導活動内容	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第7号を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。